

アダルト・ビデオ出演契約書

_____（以下「甲」という）と
出演者名：_____

（本名：_____）（以下「乙」という）は、甲の撮影、編集、流通、公表等する映画・写真の著作物（いわゆるアダルト・ビデオであり、撮影準備段階におけるいわゆるテストシュートを含む。）に、乙が出演するにあたり、以下に記載する、作品毎に個別の記載事項と、共通約款で構成される、出演契約書（以下文言の使用状況に応じて「出演契約書」「本契約書」、特定の条項を指定する場合は「本契約」という）を締結します。

別紙1 出演契約書の「個別」記載事項

1	制作公表者名又はその他、制作公表者を特定するために必要な事項
	会社名：
	所在地：
	問い合わせ用メールアドレス：
2	AV 作品名（仮称を含みます） <u>（※複数本記載するのは違法です）</u>
	※なお、同日撮影を行った映像・各シリーズはチャプターやコーナー毎に分割して販売することがあります。
3	作品コード（品番）
4	発売予定日
5	出演者の氏名又は名称その他出演者を特定するために必要な事項（芸名及び指定プロダクション名）

	芸名： 指定プロダクション名：
6	当該出演契約の締結日
	出演契約の署名欄に記載
7	当該出演契約の締結の場所
	出演契約の署名欄に記載
	撮影（カメラテストも含む）予定日時（ 前倒しは禁止 ）
8	<p>※開始、及び終了時間は変更の可能性があります。</p> <p>《本契約締結日と上記撮影日の間が1ヶ月の期間を切っている場合の補足説明》 （1ヶ月の期間を切っていない場合は適用されません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予定していた出演者のキャンセル等の事情により、撮影まで1ヶ月空けるという制限（「アダルト・ビデオ 出演契約書 共通約款」第3条1項で定める本法（以下、「本法」）に関しては以下同じ）第7条第1項・本契約第5条第1項）については、やむを得ず、遵守できないものです。 ・したがって、本件出演者は、本契約について、任意解除権に加えて、法定の解除権及び債務不履行に基づく解除権を有することになります。 ・そのため、出演者は、時効になるまで（解除権を行使できると知った本契約締結時から5年間）は、法定の解除権を行使して、差止めの請求をすることができます。
	撮影予定場所
9	
	撮影の対象となる本件出演者の性行為に係る姿態の具体的内容、避妊方法
10	<p>①本件出演者は、自身一人でまたは他の俳優（エキストラも含む）と共に、性欲を興奮させ又は刺激させるため、別紙2-2に記載された性行為を行います。</p> <p>②避妊方法の具体的内容は、別紙2-1に記載されています。</p>

別紙2の1 避妊方法 した以下の避妊方法を行います。

内容	備考

別紙2の2 性行為の具体的内容

以下の「性行為フローチャート」に記載された内容を行います。
(演出内容は変更となる場合もありますが、性行為の具体的内容に変更はありません)

<性行為フローチャート>

性行為の具体的内容	シーン数
セックス	
ヌード	
手コキ	
フェラチオ	
オナニー	
疑似セックス(挿入無し)	

※セックスシーンには下記の行為が含まれます。NGプレイがある場合は相談の上、調整します。
<イメージ撮影、キス、手コキ、フェラチオ、オナニー、素股、パイズリ、手マン、潮吹き(疑似も含む)、身体への射精、淫語を言う>

<上記の他に予定される性行為の具体的内容>

アダルト・ビデオ 出演契約書 共通約款

第1条（共通約款の適用）

1. 本約款は、「アダルト・ビデオ（AV 作品）」の制作公表を行う者（所謂メーカーを指し、以下「制作公表者」という）と、「アダルト・ビデオ（AV 作品）」に出演する者（以下「出演者」という）の間の出演契約における、共通条件を定めることを目的とします。
2. 制作公表者、出演者は出演契約書の締結・履行に際し、本約款を遵守するものとします。

第2条（約款の変更）

1. 制作公表者は、本約款を随時変更することができます。なお、この場合は、変更後の変更後の共通約款を適用するものとするに出演者は同意します。
2. 前項に拘わらず、制作公表者が変更する共通約款は、出演者の権利・義務において著しく不利とならない範囲に限るものとし、変更後の共通約款が出演者に不利益をもたらす場合、出演者は制作公表者に異議を申し立てることができるものとします。
3. 制作公表者は、変更後の共通約款を契約締結サービス「コントラ」内にて掲載するものとします。

第3条（法定事項に則る説明）

1. 制作公表者は、出演者との間で「アダルト・ビデオ（AV 作品）」の出演契約を締結する前に、出演契約書の案文を示し、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（以下「本法」という。）の第4条3項に基づき出演契約事項を説明し、また、後記の事項について、本法第5条1項に基づき、本約款を交付して説明します。
2. 本法において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいう、と定義され、「性行為映像制作物への出演」とは、性行為映像制作物において性行為に係る姿態の撮影の対象となることをいう、と定義されています。

法定説明事項 第1 出演契約（本法第4条）

1. 出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければなりません。
2. 出演契約は、書面又は電磁的記録（以下、まとめて「出演契約書」）でなければ、その効力を生じません。
3. 出演契約書等には、制作公表者及び出演者の氏名又は名称その他制作公表者及び出演者を特定するために必要な事項並びに当該出演契約の締結の日時及び場所のほか、下記に掲げる事項を記載し、又は記録しなければなりません。

記

- 1 当該出演者が性行為映像制作物への出演をすること（別紙3に記載）
- 2 当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する日時及び場所（別紙1に記載）
- 3 前号の撮影の対象となる当該出演者の性行為に係る姿態の具体的内容（別紙1に記載）
- 4 前号の性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項（別紙1に記載）
- 5 当該性行為映像制作物の公表の具体的方法及び期間（別紙3に記載）
- 6 当該性行為映像制作物の公表を行う者が制作公表者以外のものであるときは、その旨及び当該公表を行う者の氏名又は名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項（別紙3に記載）

- 7 当該出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期（別紙1に記載）
- 8 頒布又は上映する国名又は地域名（国内であれば都道府県名）及び公衆送信を行う国名又は地域名（インターネット配信を行う場合は配信するウェブサイト等を運営する者の氏名・名称及び所属地の国名又は地域名）（別紙4に記載）

法定説明事項 第2 出演契約に係る説明義務（本法第5条）

1. 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、上記第1について、出演契約書等の案を示して説明するとともに、下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

記

- 1 本法第7条から第16条までに規定する事項
後記の第4以降のとおりです。
- 2 本法第11条の取消権については追認をすることができる時から、本法第12条第1項の解除権については出演者が当該解除権を行使することができることを知った時から、それぞれ、時効によって消滅するまで、5年間行使することができます。
- 3 顔などの撮影により出演者が特定される可能性があります。

⇒ 作品発売に伴い、ご家族・友達等周囲の方に「AV 作品への出演」が認識される可能性があります。

- 4 国が整備した体制における相談に応じる機関の名称及び連絡先
（巻末の一覧表のとおり）
- 5 性行為に係る姿態を撮影する際の相手方に係る性感染症の有無に関する検査の実施状況撮影前に性感染症の有無に関する検査を以下の基準で実施いたします。
 - 1) 対象者
性行為の撮影の対象となる全ての出演者を、性感染症検査の対象者とします。
 - 2) 検査の実施時期
出演者は、撮影内容により、制作公表者の指定により、撮影日を含む31日以内の検査受付をした検査結果を提示するものとします。
 - 3) 検査結果の確認方法
 - (1) 制作公表者において、検査結果の原本（インターネット上での病院の確認結果の通知を含む）を確認し、出演者は制作公表者に対して控えを提供するものとします。
 - (2) 出演者は、他の出演者に対して、検査結果を相互に開示し、陰性であることを確認するものとします。
 - 4) 検査結果陽性の場合の対応
 - (1) 検査結果で陽性とされた出演者（9項目を超える検査を実施し、9項目以外の検査で陽性との検査結果となった場合を含みます）は、本作品への出演ができなくなるものとします。なお、その場合、出演者は、なんらの出演料その他の対価を受け取ることができないものとします。
 - (2) 上記（ア）にかかわらず、医師の完治証明の診断書がある場合であって、当該出演者以外の全ての出演者の同意がある場合は、出演可能とします。
2. 制作公表者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、出演者がその内容を容易かつ正確に理解することができるよう、丁寧に、かつ、分かりやすく、これを行わなければならないとされています。説明について、分からないことや疑問点があれば、遠慮なく、お尋ねください。
3. 制作公表者以外の者（例えば、プロダクションの方や紹介者の方など）は、出演契約の内容又はこの説明書面に記載する事項に関して、出演者を誤認させるような説明その他の行為をしてはならないとされています。

法定説明事項 第3 出演契約書等の交付等義務（本法第6条）

1. 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載された出演契約書ないしはその電磁的記録（以下、「出演契約書等」）を交付しなければなりません。

法定説明事項 第4 性行為映像制作物の撮影について（本法第7条）

1.

撮影は、出演者が出演契約書等の交付を受けた日から1ヶ月を経過した後で行います。交付を受けた日当日は含みません。1か月が経過する前は、撮影を行うことはできません。

2. 出演者は、出演契約において定めた性行為に係る姿態の撮影であっても、その全部又は一部を拒絶することができ、その拒絶によって制作公表者又は第三者に損害が生じても、当該出演者は、その賠償の責任を負いません。
3. 撮影に当たっては、出演者の健康の保護（生殖機能の保護を含む。）その他の安全及び衛生、並びに出演者が性行為に係る姿態の撮影を拒絶することができるようにすることその他その債務の履行の任意性が確保されるよう、特に配慮して必要な措置を講じることが義務付けられています。
4. 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に密接に関連する出演者の撮影（①性交又は性交類似行為に係る人の姿態、②他人が人の性器等（性器または肛門をいう。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの、③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ、又は刺激するものの撮影に限る。）は、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなして、上記1～3と同じ扱いがなされます。

⇒「カメラテスト」等の名称によるかを問わず、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に密接に関連して出演者の裸体を撮影する場合についても、性行為映像制作物への出演に係る撮影と同じ扱いになりますので、1ヶ月を経過した後でないと撮影できません。

法定説明事項 第5 撮影された映像の確認（本法第8条）

1. 制作公表者は、性行為映像制作物の公表が行われるまでの間に、出演者に対して、出演契約に基づいて撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であって公表を行うものを確認する機会を与えなければなりません。公表までに、公表映像・作品を確認する機会を設けますので、その機会にご自身でご確認ください。

法定説明事項 第6 性行為映像制作物の公表の制限（本法第9条）

1.

性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日（当日は含みません）から4ヶ月を経過した後でなければ、行ってはなりません。

法定説明事項 第7 出演契約等の条項の無効（本法第10条）

1. 性行為映像制作物を特定しないで、出演者に対して、契約の相手方その他の者が指定する性行為映像制作物への出演をする義務を課す契約の条項は、無効です。
出演契約の中でご自身が出演する作品が特定されていることを慎重にご確認ください。
2. 次に掲げる出演契約の条項は、無効です。
 - 1 出演者の債務不履行について損害賠償額を予定し又は違約金を定める条項

- 2 制作公表者の債務不履行により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項
- 3 制作公表者の債務の履行に際してされたその制作公表者の不法行為により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項
- 4 出演者の権利を制限し又はその義務を加重する条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して出演者の利益を一方的に害するものと認められるもの

法定説明事項 第8 出演契約の取消し（本法第11条）

1. 制作公表者が本法第4条第1項又は第6条の規定に違反したときは（法定説明事項 第2「説明義務」に違反したとき、又は出演契約書の交付義務に違反したときは）、出演者は、出演契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができます。
2. 制作公表従事者（プロダクション他、制作公表に携わる全ての人）が、本法第5条3項の規定に違反したとき（法定説明事項 第2 3項の誤認させるような説明その他の行為をしたとき）も同様に、上記の出演契約の取消しができます。この取消権については、追認をすることができる時から、時効によって消滅するまで、5年間行使することができます。

法定説明事項 第9 出演契約の法定義務違反による解除（本法第12条）

1. 下記の場合、出演者は、直ちにその出演者の出演契約の解除をすることができます。また、この解除の場合、制作公表者は、当該解除に伴う損害賠償を請求することはできません。本法第12条第1項の解除権については出演者が当該解除権を行使することができることを知った時から、時効によって消滅するまで、5年間行使することができます。

記

- 1 本法第7条第1項又は第3項の規定に違反してその出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影が行われたとき

⇒出演契約書の交付を受けた日から1か月が経過する前に撮影が行われたとき

出演者の健康の保護（生殖機能の保護を含む。）その他の安全及び衛生、並びに出演者が性行為に係る姿態の撮影を拒絶することができるようにすること、その他その債務の履行の任意性が確保されるよう、特に配慮して必要な措置を講じることに違反した撮影が行われたとき

- 2 本法第8条の規定に違反して、その出演者に対し撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であって公表を行うものを確認する機会を与えることなく、性行為映像制作物の公表が行われたとき
- 3 本法第9条の規定に違反して、性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から4か月の期間を経過する前に性行為映像制作物の公表が行われたとき

法定説明事項 第10 出演契約の任意解除等（本法第13条）

- 1.

出演者は任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除（以下この条において「出演契約の任意解除等」という。）をすることができます。

ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から1年を経過したときは、任意解除等はできません。

上記の「1年」については、出演者が、制作公表者若しくは制作公表従事者が出演契約の任意解除等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は制作公表者若しくは制作公表従事者が威迫したことにより困惑し、これらによって、当該期間を経過するまでにその出演契約の任意解除等をしなかった場合には、当該出演者が、当該制作公表者又は制作公表従事者が内閣府令で定めるところによりその出演契約の

任意解除等をすることができる旨を記載して交付した書面（出演契約の任意解除などが出来ること、任意解除などの通知を発したときにその効力を生ずること、出演者は損害賠償責任を負わないこと、制作公表者の名称、住所及び電話番号、出演契約の申込み又は締結の年月日、出演契約の内容等を記載）を受領した日から1年を経過したとき、とするとされています。

2. 出演契約の任意解除等は、出演契約の任意解除等に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生じます。
3. 出演契約の任意解除等があった場合においては、制作公表者は、当該出演契約の任意解除等に伴う損害賠償を請求することができません。
4. 上記1～3の規定に反する特約で出演者に不利なものは、無効です。
5. 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項その他その出演契約に関する事項であって出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならないとされています。
6. 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させてはならないとされています。

法定説明事項 第11 解除の効果（本法第14条）

1. 出演契約が解除されたときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負います。出演契約の解除の効果として、制作公表者は、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表（配信・販売など）停止し、出演者は出演の対価（報酬・出演料）及びこれに対する民法所定の法定利率（現在は年3%の割合である。）を返還する義務があります。出演料の返還は解除の効果ですので、出演料を返還しないと解除できないわけではありません。出演契約を解除した後、出演料を返還する義務を負うという流れです。

法定説明事項 第12 差止請求権（本法第15条）

1. 出演者は、
 - 1 出演契約に基づくことなく性行為映像制作物の制作公表が行われたとき
 - 2 又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、当該性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、当該制作公表の停止又は予防を請求することができます。
2. 出演者は、前項の規定による請求をするに際し、その制作公表の停止又は予防に必要な措置を請求することができます。
3. 制作公表者は、出演者が第1項の規定による請求をしようとするときは、当該出演者に対し、その性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に関する情報の提供、当該者に対する制作公表の停止又は予防に関する通知その他必要な協力を行わなければなりません。

法定説明事項 第13 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例（本法第16条）

1. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条第2項及び第4条（第1号に係る部分に限る。）並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第4条の場合のほか、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第2条第3号の特定電気通信役務提供者をいう。）は、特定電気通信（同法第2条第1号の特定電気通信をいう。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同法第2条第4号の発信者をいう。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。
 - ①特定電気通信による情報であって性行為映像制作物に係るものの流通によって自己の権利を侵害されたとする者（当該性行為映像制作物の出演者に限る。）から、当該権利を侵害したとする情報（以下「性行為映像制作物侵害情報」という。）、当該権利が侵害された旨、当該権利が侵害されたとする理由及び当該性行為映像制作物侵害情報が性行為映像制作物に係るものである旨（以下「性行為映像制作物侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供

者に対し性行為映像制作物侵害情報の送信を防止する措置（以下「性行為映像制作物侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があったとき。

- ②当該特定電気通信役務提供者が、当該性行為映像制作物侵害情報の発信者に対し当該性行為映像制作物侵害情報等を示して当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。
- ③当該発信者が当該照会を受けた日から2日を経過しても当該発信者から当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第4条（目的）

1. 出演者は、本法及び本契約内容を認識・理解した上で映像制作公表者が制作・撮影・編集・販売・流通・公表・自動公衆送信（インターネットなどによるダウンロード等）する映画・写真の著作物である「性行為映像制作物」（いわゆるアダルト・ビデオ（AV）である。）に出演し撮影されること、及び本作品を制作公表者又は制作公表者の指定する第三者が販売・流通・公表・自動公衆送信することに関し、十分に認識・理解します。本契約は、本件出演者と制作公表者の双方が納得した作品作り（制作・撮影・編集）及びその公表（販売・流通・公表・自動公衆送信）を定めることを目的とします。
2. なお、本契約で定める本作品は AI 技術を利用した「ディープフェイク作品」（出演者の性行為等に係る映像の顔部分が AI 技術により出演者から改変されたものを指します）となる場合がございます。

第5条（出演及び契約締結）

1. 本件出演者は、本契約第6条で定める本作品について、制作公表者より開示された台本あるいはシナリオ等の具体的内容、並びに本作品が「ディープフェイク作品」として生成／編集され公表される場合があることを十分に理解し、自らが制作公表者との間で締結する本出演契約書（以下、「本契約書」といいます。）の案文を示され、その内容及び本法第5条所定事項の説明を受け、自らに支払われることとなる出演料についても十分に理解し、確認をした上で、自らの表現者としての自由且つ積極的意思に基づいて本作品に出演することに納得し、本契約を締結します。
2. 本件出演者は、本作品に出演する為の、本契約を締結するにあたり、制作公表者、その他第三者から事実と反する説明（例えば、AV に出演するのではなく、モデルになれる等の事実と反する説明）をされたり、何らかの理由により出演を強要されたり、違約金請求などの脅迫を受けたこと、あるいは、これらの事情を言うなど制約されたことは一切ありません。
3. 本件出演者は、制作公表者、その他第三者から、本契約の締結に至るまでの間、いわゆるアダルト・ビデオ（AV）に出演をするような斡旋を受けたことは一切ありません。
4. 本件出演者は、本契約を締結した後であっても、出演を拒絶する権利を有し、その権利行使には、本件出演者が実際に制作公表者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息の返金を超えて何らの負担がないことを理解しました。
5. 本作品公表後の出演契約の任意解除等については、本法第13条、同附則に定められた期間にできることを、本契約第3条「法定説明事項 第10 出演契約の任意解除等」の説明により理解しました。
6. 本件出演者以外の本法による解除権を行使し得る出演者が本法第13条に基づく解除権を行使した場合でも、制作公表者は本件出演者との関係でも本契約を本契約に基づく権利行使として解除することが出来、その場合には本件出演者は制作公表者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息の返金を請求する義務が本契約に基づき認められること、契約解除後も本条項は効力を有すること、これらの措置が「出演料詐欺」等の不祥事を予防するためにやむを得ないことを全て理解して承諾しました。なお、制作公表者が本契約を解除した場合、撮影開始前、撮影開始後に関わらず、出演料の取扱いについては、本件出演者及び制作公表者で協議の上、支払額を決するものとします。

第6条（本作品の内容）

1. 本作品は、性行為（性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激する「性行為映像制作物」であり、本件出演者は、本契約書に下記と従前、本件出演者より取得したパブリシティシートのとおり、本作品において、性行為に係る姿態の撮影の対象となり、いわゆるアダルト・ビデオ（AV）の映像、画像における演技を行い、本作品に出演します。

記

- 1 AVメーカー及び出演者の氏名又は名称その他AVメーカー及び出演者を特定するために必要な事項（別紙1 表1及び5）
- 2 当該出演契約の締結の日時及び場所（別紙1 表6及び7）
- 3 当該出演者がアダルト・ビデオへの出演をすること（別紙3 表1）
- 4 当該出演者のアダルト・ビデオへの出演に係る撮影を予定する日時及び場所（別紙1 表8及び9）
- 5 前号の撮影の対象となる当該出演者の性行為に係る姿態の具体的内容（別紙2の2）
- 6 前号の性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項（別紙1 表11）
- 7 当該アダルト・ビデオの公表の具体的方法及び期間（別紙3 表2及び3）
- 8 当該アダルト・ビデオの公表を行う者がAVメーカー以外の者であるときは、その旨及び当該公表を行う者の氏名又は名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項（別紙3 表4）
- 9 当該出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期（別紙1 表12）
- 10 その他内閣府令第2条で定める事項（別紙3 表6、別紙4-1及び別紙4-2）

第7条（出演料等）

1. 本作品に対する本件出演者への出演料の支払条件等は以下のとおりとします。

出演料： 別紙1 表12に記載

支払日： 本作品の撮影完了日の翌月末に本件出演者の指定する金融機関の口座宛に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、制作公表者の負担とします。

第8条（本作品の販売等）

1. 本件出演者は、本作品の制作のために撮影した映像等について、制作公表者がこれを自由に編集（本編集には AI 技術を用いた「ディープフェイク作品」としての映像改変を含みます）し、本作品を制作し、外国語翻訳による字幕版の制作、外国語吹き替え版制作、複製、頒布、放映、上映（クロード・サーキット・テレビジョン・システム方式を含む）、自動公衆送信（インターネット等によるダウンロード等）、貸与および販売することを承諾します。ただし、本作品の公表の具体的方法及び期間は、本契約 別紙3 1 及び2のとおりとします。
2. 本件出演者は、本作品について、第1項に定める頒布、放映、上映、自動公衆送信、貸与及び販売が日本国内外で行われることを承諾します。ただし、その利用方法及び利用場所並びに国内外にかかわらず、日本国内の法律、制作公表者が本作品の審査を依頼した審査団体の受審査時の公序良俗及び倫理基準等に違反しない場合、本件出演者のイメージ及び人格権を侵害しな

い場合並びにモザイク等のないいわゆる無修正作品を制作、販売しない場合に限りです。

3. 制作公表者は、本作品の公表が行われるまでの間に、本件出演者に対し、本契約に基づいて撮影された映像のうち本件出演者の出演に係る映像であって公表を行うものを確認する機会を与えなければなりません。
4. 本作品は、本作品に係る全ての撮影が終了した日から4か月を経過した後でなければ、公表することができません。

第9条（本件出演者の肖像の使用）

1. 本件出演者は、本作品における本件出演者の肖像権及びパブリシティ権を制作公表者が利用する許諾期間が、下記のとおりであることを承諾します。なお、本件出演者は、許諾期間が終了前後を問わず著作権（著作隣接権は除く）が著作権法上制作公表者にあること、その著作権行使の判断は本法第13条による解除後も含め制作公表者の任意に委ねられていること、本条項は契約解除後も効力を有することを理解しました。

記

許諾期間：本作品の全ての撮影の終了した日から5年6ヵ月、又は公表の日から5年間のいずれかの短いほうとし、以降は、1年ごとの自動更新とする。但し前述の許諾期間を経過し、本件出演者が公表の停止を求めた場合には、公表停止を求めた日から1ヶ月を経過した日までとする。

2. 本件出演者は、本作品の公表後、本作品の広告宣伝・ダイジェスト版の作成のために、制作公表者が本件出演者の芸名、肖像、筆跡、経歴などを無償で使用することを承諾します。
3. 本件出演者は、本作品について、制作公表者に対して一切の著作隣接権を使用許諾するとともに、出演者名を表示させ、および本作品の同一性を損なわない範囲において改変、編集および加工（翻訳、字幕の追加は含まない）することを独占的に許諾し、また、前項においても同様とします。
4. 制作公表者は、本作品を利用した総集編・オムニバス作品等映像作品（ただし、本作品そのものへの編集行為を行なわずに作品の同一性が維持される単なるバルク販売ないしリニューアル等（技術の進歩による映像の鮮明化等）はこれに含まれない。）を新たに制作販売する際には、本件出演者との間で、別途、契約を締結するものとします。
5. 制作公表者は、作品にならなかつた部分を含めて、映像、特に本作品にて撮影されたモザイク編集がされていない動画、写真について、善良な管理者の注意をもって取扱います。

第10条（宣伝活動およびパブリシティ）

1. 制作公表者は、本契約第8条の範囲で、本作品の価値を最大限に高めるために必要かつ適切と考えるネット上またはその他の広報および宣伝活動（以下「宣伝活動」という。）を従前、本件出演者より取得したパブリシティシートを最大限考慮した上で、行うことができるものとします。また、本件出演者は、制作公表者の宣伝活動に関して、肖像権の使用を許諾し、また、合理的な範囲で、これに協力することを承諾します。
2. 本件出演者がその出演者名においてSNS等に掲載する内容については、文章、写真、動画等（以下「情報」という）において、以下の各号に該当するものを掲載することを禁じ、また掲載する前に制作公表者に内容を提示し、その内容に問題がないことの確認を受けることとします。
 - 1 制作公表者の社内、撮影現場及び制作公表者の従業員その他の撮影に関する人物が写りこんだ写真及び動画。（但し、許可を得た撮影現場及び本人の承諾を得た従業員を除く）
 - 2 発表前又は発売前の作品に関する情報で、かつ制作公表者が承諾をしていない情報
 - 3 制作公表者の顧客情報及び営業秘密に該当する情報
 - 4 共演女優、共演男優、制作公表者の従業員その他第三者の個人情報に該当する情報

第11条（出演の拒絶）

1. 本件出演者は、本作品への出演に係る撮影において、本契約において定められている性行為に係る姿態の撮影であっても、その全部又は一部を拒絶することができます。
2. 制作公表者は、前項の拒絶によって制作公表者又は第三者に損害が生じたときであっても、本件出演者に対し、損害賠償を請求することはできません。
3. 第1項の拒絶が撮影の全部を対象とするときは、本契約第5条第4項の出演拒絶であり、本件出演者の拒絶の意思表示によって本契約は解除されるものとします。この場合、本件出演者は、制作公表者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息の返金を超えて何らの責任を負いません。返金する額については、制作公表者が本件出演者の役務を金銭評価した額と出演料及び利息を相殺した金額となります。
4. 第1項の拒絶が撮影の一部を対象とする場合でも、制作公表者がその一部の撮影がないと本作品を完成させることができないと判断するときは、前項と同様に本契約は解除されるものとし、制作公表者がその一部の撮影を欠いても本作品を完成させることができると判断するときは、拒絶対象を除いて本作品への出演に係る撮影を継続するものとします。

第12条（保証等）

1. 本件出演者は、制作公表者に対し、本件出演者が20歳未満でないことを保証し、公的な身分証による証明を求められた場合にはこれに応じます。
2. 本件出演者は、制作公表者に対し、本件出演者が本契約締結時点において、本件出演者の知る限り、妊娠、性感染症に感染していない事を保証し、また、撮影終了日までその状態を維持して身体及び健康に支障のない限度において、妊娠および性感染症を防ぐ義務（生理、危険日の把握、体調管理などの徹底）を負うものとします。
3. 本件出演者は、本契約書で合意する撮影日までに、体調管理を徹底し、感染症等（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）で定める感染症及び帯状疱疹等を含めた撮影に影響の出る症状又は病状をいいます）に罹患しないよう努めるものとします。また本件出演者は、撮影日において感染症等に罹患している場合又は罹患が疑わしい場合、感染症状等について制作公表者に報告する義務を負うものとします。
4. 制作公表者は、本作品の出演者間における性感染症の罹患を防止する為、合理的な対策を行う義務を負うものとします。
5. 制作公表者の事前の書面による許可なく、本件出演者が本契約締結日以降に自らの意思に基づき、あるいは、身体および健康に支障のない限度の合理的な努力を怠ったことにより、制作公表者が指定した外見イメージを大きく変えた場合（髪染め、日焼け、整形、豊胸、刺青、妊娠、過度な体重の増減、その他大幅に外見を変えるなど）、本件出演者は、撮影に影響が出ないようにこれを是正するように努める義務を負うものとします。
6. 本件出演者及び制作公表者（本条においては、別紙1 表5に記載の指定プロダクションも含むものとする）は、相手方に対し、現在又は過去5年以内において、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当しないことを保証します。
7. 本件出演者は、過去に法律上問題になりうる、あるいはなつた素行、及び過去の出演状況等について、制作公表者が調査することについて同意します。
8. 本条各項の保証に違反した場合、本条第4項違反を除き本契約に基づく債務不履行（本契約違反）となり、制作公表者による法的措置の対象となり得ることを理解したことを保証します。

第13条（出演契約の変更）

1. 本契約締結後に、別紙1の内容の変更／修正が生じた場合、制作公表者及び本件出演者は、修正を目的とした出演契約を速やかに締結するものとします。
2. 前項の修正を目的とした契約が締結された場合、修正前に締結した契約における制作公表者から本件出演者への対価（別紙1 表12「本件出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期」の支払はなされず、制作公表者は、修正を目的とした出演契約で定める対価の支払のみを行うものとします。

第14条（撮影の取り止め）

- 1 制作公表者は、本契約で定める性行為映像制作物の撮影において、本件出演者が性感染症及び感染症等に罹患している場合、又は罹患が疑わしいと合理的に判断できる場合、当該撮影の中止又はスケジュール変更、若しくは、罹患者である本件出演者（罹患が疑わしいと合理的に判断できる本件出演者を含む）の撮影への参加取り止めを行う事ができるものとします。
- 2 本件出演者は、前項に基づき本契約で定める撮影に参加することが出来なかった場合、本契約で定める報酬等を得る権利を喪失することに同意します。

第15条（守秘義務及び個人情報保護）

1. 本件出演者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本作品の公表以前における本作品の内容、本契約を通じて口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報等」という）を第三者（弁護士と官公庁については、本件出演者が提供する本作品の公表以前における本作品の秘密情報等が法律上の守秘義務の対象になることを相談開始前に明確に伝えた場合には除く）に開示、漏えいしないものとします。
ただし、本件出演者が指定するプロダクション（以下「指定プロダクション」という）については、この限りではありませんが、本件出演者は、プロダクションに本契約と同様の守秘義務を課すとともに、プロダクションが当該守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じるものとします。
2. 制作公表者は、本件出演者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）所定の個人情報をいう。）について、個人情報保護法その他の法令及び所管官庁の指針等（個人情報保護法に関して個人情報保護委員会が定めるガイドラインを含むがこれに限られません）に基づき適正に取り扱います。特に、制作公表者は以下の義務に留意しなければなりません。
 - 1 利用目的の特定、通知等及び利用目的の制限
（個人情報保護法17条、18条及び21条等）
 - 2 安全管理措置
（従業者並びに委託先の監督、漏えい等の報告等を含み、同法23条ないし26条等）
 - 3 第三者提供の制限
（外国にある第三者への提供の制限を含み、同法27条ないし28条等）
 - 4 保有個人データの本人からの開示等の請求等
（苦情の処理を含み、同法33条ないし40条等）
3. 本件出演者は、本契約の範囲内で、制作公表者が要配慮個人情報（本契約第12条第2項に関して取得する病歴、本契約第12条第6項に関して取得する前科等を含むがこれらに限られません）を取得し取り扱うことに同意します。
4. 制作公表者における個人情報の取扱いに関する義務は、法令に基づき、本契約の終了にかかわらず存続します。
5. 制作公表者は、本作品を販売する目的に限り、本契約別紙4-1及び同別紙4-2で定める「公衆送信を行う国名又は地域名」及び「公表者一覧」の運営者に対して、本契約締結の事実、本契約の内容、又は本契約を開示することが出来るものとし、出演者はこれに同意するも

のとします。

また、制作公表者は、本作品の販売上の手続きにおいて必要な場合、本契約 12 条 1 項等にて、出演者から提出を受けた出演者の個人情報販売先に提出又は開示することが出来るものとします。

6. 前項の制作公表者の権利は、本契約別紙 4-1 及び同別紙 4-2 に新たに追加を予定する「公衆送信を行う国名又は地域名」及び「公表者一覧」の運営者に対しても同様とします。

第 16 条（損害賠償責任等）

1. 本件出演者は、本契約第 5 条第 4 項の出演取りやめ、本契約第 11 条の出演拒絶、本法に定める出演契約の取消しあるいは解除の場合には何ら損害賠償責任を負いません。
2. 本件出演者は、出演に際し、自らの故意または重過失により物品を毀損するなど、制作公表者に対して損害を与えた場合は、その生じた損害を賠償するものとします。
3. 制作公表者は、自らの故意または過失により本件出演者に対して損害を与えた場合、本件出演者に対し、その生じた損害を賠償するものとします。なお、撮影、撮影現場の準備、管理、運営等に関与している者の故意過失については、制作公表者の故意過失として扱い、制作公表者が損害賠償責任を負うものとします。
4. 前 2 項に定める損害賠償の範囲は、別途規定がある場合を除き、通常生ずべき損害としますが、特別の事情により生じた損害であっても、損害を与えた当事者（以下「被請求者」という。）がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとします。被請求者は、相手方が支出した合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとします。
5. 制作公表者が特定非営利活動法人 適正映像事業者連合会 指定の審査団体の審査に合格しない作品を流通させた場合、本件出演者の意思に反したものとみなし、また故意により本契約第 8 条第 2 項に定める出演者のイメージ及び人格権を侵害したものとみなします。

第 17 条（本作品の販売差止め及び販売中止）

1. 本件出演者は、本法に基づき、本契約の取消しもしくは解除をしたときは、本作品の販売等の公表の停止又は予防を請求することができます。
2. 本件出演者が、本法に基づき本契約の取消しもしくは解除したとき、制作公表者に対する損害賠償義務を負うことはありませんが、制作公表者より受領した出演料及びこれに対する民法所定の利率による受領時からの利息を返金しなければなりません。ただし、出演料の返金をしないと本契約の取消しもしくは解除ができないものではなく、取消しもしくは解除した後で、出演料を返金する必要があります。制作公表者は、出演料の返還を受けた後に本件出演者の役務を金銭評価した額を出演者に支払うものとします。
3. 制作公表者が本件出演者又は第三者から本作品の販売・配信・レンタル等（以下、「販売等」という。）の差止め、販売等の中止、肖像権またはパブリシティ権等の侵害による損害賠償請求等を求められた場合には、制作公表者のみの判断によって本作品の販売等を中止することができます。

第 18 条（作品販売等停止申請制度の利用）

1. 本件出演者は、本法の定めとは別途、本契約の有効期間中、契約終了後を問わず、特定非営利活動法人適正映像事業者連合会の「作品販売等停止申請制度」を利用することができます。また、制作公表者は、本件出演者による同制度の利用を法的、事実上を問わず、これを妨げません。
2. 本件出演者は、特定非営利活動法人適正映像事業者連合会の「作品販売等停止申請制度」による販売等の停止がなされる場合、別途同意しない限り出演料は返金する必要はありません。ただし、「作品販売等停止申請制度」による販売等の停止後に本法第 13 条に基づく解除権行使した場合はその限りではありません。

※なお、本法第13条に基づく手続きについては、内閣府男女共同参画局のホームページ上に申請様式等が記載されております。

(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/houritsu/youshiki.html#an03)

第19条（準拠法、協議解決および裁判管轄）

1. 本契約書は、日本国法に準拠し解釈され、本契約書の内容に疑義が生じまたは本契約書に定めのない事項については、本件出演者と制作公表者各々が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとし、また、結婚など本件出演者の生活環境の変化により本作品の販売停止等を相談したい場合は、特定非営利活動法人 適正映像事業者連合会の「作品販売等停止申請書」（URL: <https://ccbu.or.jp/stop-request/>）を利用して、その判断を仰ぐことが出来ることを理解いたしました。なお、制作公表者は、本件出演者と解決による和解合意をする際、守秘義務の対象は、本人の特定に繋がる情報、支払った和解金の額等の必要最小限度に限定することになります。

第20条（連絡先の明示）

1. 本件出演者は、制作公表者からの連絡、通知を受けることが出来る本件出演者本人の連絡先（電話番号、メールアドレス、LINE アドレスなど）を本契約書に記載又は制作公表者へ通知するものとし、
2. 制作公表者は、前項の本件出演者本人の連絡先については、本契約第6条第1項にある公表期間の更新及び新たな公表先の通知、本契約第8条第3項にある公表を行う映像を確認する機会の通知、本契約第9条第1項にある許諾期間の更新の通知、同条第4項にある総集編・オムニバス作品の制作時の通知、のみに使用するものとし、連絡先情報を厳重に管理します。万一、目的外の使用や漏えいがあった場合には、第15条に抵触し、制作公表者が損害賠償責任を負うこととなります。
3. 制作公表者も同様に本件出演者からの連絡、通知を受けることが出来る連絡先（電話番号、メールアドレス、LINE アドレスなど）を本契約書に記載又は本件出演者へ通知をするものとし、
4. 本件出演者及び制作公表者は、本契約書に記載した連絡先に変更が生じた際には、速やかに相手方へ新たな連絡先を伝えることとし、
5. 制作公表者から本件出演者に対する通知、連絡等は、本条第1項ないし同第4項の連絡先にすれば足りるものとし、
6. 本条項は本契約第6条に記載の公表期間の終了後も効力を有することを理解しました。但し、本法13条に基づく解除権を行使した場合は、その限りではありません。

第21条（契約の失効）

1. 本契約以前に締結された指定プロダクション、制作公表者間の出演契約については、既に効力が無いことを双方で理解しました。

本契約が有効に成立したことを証するために、本契約書2通を作成し、本件出演者と制作公表者が、それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有します。なお、本件出演者が本契約書の写しを求めた場合は、制作公表者は理由の如何を問わず速やかにこれに応じなければなりません。

別紙3 出演契約書の「共通」記載事項

	<p>本件出演者がアダルト・ビデオへの出演をすること</p>
1	<p>本件出演者は、性行為（性交若しくは性交類似行為、又は他人が人の露出された性器又は肛門を触る行為、若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器又は肛門を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するもの（アダルト・ビデオ）において、性行為に係る姿態の撮影の対象となります。</p>
	<p>当該アダルト・ビデオの公表の具体的方法</p>
2	<p>① DVD等のメディアによる販売、 ② 映像作品の公衆送信（公衆（特定かつ多数の者を含む。）によって直接受信されることを目的として無線通信又は優先電気通信の送信を行うことをいいます。）、 ③ 上映に加えて、これを自由に編集し、外国語翻訳による字幕版の制作、外国語吹き替え版制作、複製、放映、クロード・サーキット・テレビジョン・システム方式での上映、貸与および販売も含まれます。</p>
	<p>当該アダルト・ビデオの公表の具体的期間</p>
3	<p>1 公表の始期 本作品の全ての撮影の終了した日から4月を経過した時点とします。</p> <p>2 公表の終期 本作品の全ての撮影の終了した日から5年6ヵ月、又は公表の日から5年間のいずれかの短いほうを公表の終期とします。</p> <p>3 自動延長 なお、終期を過ぎて以降の、公表の延長に関しては、出演者からの書面による異議が申し述べられない限り1年毎に自動延長します。</p> <p>ただし、当該延長された期間に関しては、延長期間内であるとしても、本件出演者が公表の停止を求めた場合には、公表停止を求めた日から1ヶ月を経過した日をもって終了するものとする。また、自動延長された後は、制作公表者の判断により公表を終了することができるものとします。</p>
	<p>公表前の確認の方法</p>

4	<p>当該アダルト・ビデオの公表前の確認は、 撮影日の80日後～公表予定日前日までの間に、制作公表者所在地にて、確認することができます。</p> <p>視聴を希望する方は、キャスティング担当あるいは別紙1に記載の映像制作公表者の連絡先までご連絡ください。（マネージャーを介してのご連絡でも構いません） 追って日程調整のご連絡を差し上げます。</p>
5	<p>性行為に係る姿態の相手方の性感染症の実施に関する事項（本法律5条1項5号が委任する内閣府令で定める事項）</p> <p>性行為に係る姿態の相手方の性感染症の実施については、以下の基準で実施致します。</p> <p>① 対象者 性行為の撮影の対象となる全ての出演者を、性感染症検査の対象者としてします。</p> <p>② 検査の実施時期 出演者は撮影日の31日以内（撮影日を含む）に検査を実施した検査結果を提示するものとしてします。</p> <p>③ 検査結果の確認方法 (ア) 制作公表者において、検査結果の原本（インターネット上での病院の確認結果の通知を含む）を確認し、出演者は制作公表者に対して控えを提供するものとしてします。 (イ) 出演者は、他の出演者に対して、検査結果を相互に開示し、陰性であることを確認するものとしてします。</p> <p>④ 検査結果陽性の場合の対応 (ア) 検査結果で陽性とされた出演者（9項目を超える検査を実施し、9項目以外の検査で陽性との検査結果となった場合を含みます）は、本作品への出演ができなくなるものとしてします。なお、その場合、当該出演者は、なんらの出演料その他の対価を受け取ることができないものとしてします。 (イ) 上記（ア）にかかわらず、医師の完治証明の診断書がある場合であって、当該出演者以外の全ての出演者の同意がある場合は、出演可能とします。</p>

別紙4-1 内閣府令第2条に基づき、出演契約書に記載すべき事項

- 1 頒布又は上映を行う国名又は地域名
日本国(47 都道府県全て)よりアップロードする SNS/インターネットサービス
- 2 公衆送信を行う国名又は地域名（自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所地の属する国名又は地域名）

■動画配信サービス等

販売サイト	サイト URL	運営会社	運営会社所在地	
Fantia	https://fantia.jp/	株式会社虎の穴	日本	
myFans	https://myfans.jp/	トクネコ株式会社	日本	
FC2 アダルト	https://video.fc2.com/a/	FC2, Inc.	アメリカ	
fantube	https://www.fantube.tokyo/	株式会社 HERO	日本	
各 SNS				
X(旧 Twitter)	Instagram	Facebook	Tik Tok	You Tube

※制作公表者は、上記販売サイトでの本作品の公表（販売・配信）を行います。但し各サイトでの公表は、出演者への事前通知の上、実施します。販売サイトが本リストから追加される場合は出演者への事前承諾の上、追加する販売サイトでの公表をおこないます。

※別紙3 表2に基づき本作品（出演者と締結する他の契約における姿態を収録したコンテンツを含む）を「DVD等のメディア」にて販売する場合、制作公表者は出演者に事前連絡を行うものとします。

別紙4-2 公表者一覧

・SOD アートワークス株式会社

別紙5 国都道府県が整備した体制における同項に規定する相談に応じる機関
ワンストップ支援センター

北海道・ 札幌市	名称	性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH（さくらこ）」
	相談受付日時	月～金 10:00～20:00（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 20:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	050-3786-0799 メール：sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
函館市	名称	函館・道南 SART（サート）
	相談受付日時	月～金 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）
	相談電話番号・ メールアドレス	0138-85-8825
青森県	名称	あおもり性暴力被害者支援センター
	相談受付日時	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月・水 21:00～10:00 火・木・金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349
岩手県	名称	はまなすサポート
	相談受付日時	月～金 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	019-601-3026 メール：HP 内の相談フォームから送信
宮城県	名称	性暴力被害相談支援センター宮城
	相談受付日時	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 20:00～10:00 土 16:00～10:00 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	0120-556-460(こころ フォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル
秋田県	名称	あきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」
	相談受付日時	月～金 10:00～19:00 （土・日・祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00

	相談電話番号・メールアドレス	0800-8006-410（県内からの電話は通話料無料） メール：県 HP 内のメールアドレスをコピーして送信
山形県	名称	やまがた性暴力被害者サポートセンター「ベにサポ やまがた」
	相談受付日時	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・メールアドレス	023-665-0500
福島県	名称	性暴力等被害救済協力機関SACRAふくしま
	相談受付日時	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月・水・金 20:00～10:00 火・木 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・メールアドレス	024-533-3940
茨城県	名称	性暴力被害者サポートネットワーク茨城
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・メールアドレス	029-350-2001 メール：https://www.ivac.or.jp/network/index.html 内相談フォームから送信
栃木県	名称	とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」
	相談受付日時	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 (5/30、祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:30～9:00 土 12:30～9:00 日・祝日 9:00～9:00 5/30 17:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・メールアドレス	028-678-8200
群馬県	名称	群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00

		年未年始 9:00~9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	027-329-6125
埼玉県	名称	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	0120-31-8341 メール：https://www.svsc8080.jp/iris/内相談フォームから送信
千葉県・ 千葉市	名称	NPO 法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと
	相談受付日時	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00（祝日、年未年始を除く。） (被害直後の緊急支援は 24 時間 365 日対応)
	相談電話番号・ メールアドレス	ほっとこーる 043-251-8500
千葉県	名称	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター
	相談受付日時	月～金 10:00～16:00 (祝日、年未年始を除く。)
	相談電話番号・ メールアドレス	043-222-9977
東京都	名称	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力救援ダイヤルNaNa」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	03-5607-0799
神奈川県	名称	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	045-322-7379
	名称	男性及びLGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル (「かならいん」の相談の一部として運営しています。)
	相談受付日時	火 16:00～20:00 (祝日、年未年始を除く。)
	相談電話番号・ メールアドレス	045-548-5666
新潟県	名称	性暴力被害者支援センターにいがた
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00 (祝日、年未年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年未年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	025-281-1020 メール:HP 内の相談フォームから送信
富山県	名称	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま

	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	076-471-7879
石川県	名称	いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」
	相談受付日時	月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く。） ※緊急医療などの緊急を要する相談は、24 時間 365 日対応
	相談電話番号・ メールアドレス	076-223-8955 メール：purple-support.8955@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	名称	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	0776-28-8505
山梨県	名称	やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼ ももこ」
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	055-222-5562 メール：HP 内の相談フォームから送信
長野県	名称	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	026-235-7123 メール：rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	名称	ぎふ性暴力被害者支援センター
	相談受付日時	電話・メール・SNS 相談：24 時間 365 日受付 面接相談（予約制）：月～金 10:00～16:00 （祝日、年末年始を除く。）
	相談電話番号・ メールアドレス	058-215-8349 メール：HP 内の相談フォームから送信
静岡県	名称	静岡県性暴力被害者支援センター SORA
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	054-255-8710 チャット相談：https://sorachat.jp
愛知県	名称	ハートフルステーション・あいち
	相談受付日時	月～土 9:00～20:00 （祝日、年末年始を除く。）
	相談電話番号・ メールアドレス	0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能
	名称	性暴力救援センター 日赤なごや なごみ
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	052-835-0753

三重県	名称	みえ性暴力被害者支援センター よりこ
	相談受付日時	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 12月29日～1月3日(年末年始) 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	059-253-4115 メール：HP内の相談フォームから送信
滋賀県	名称	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (サトコ)
	相談受付日時	24時間 365日
	相談電話番号・ メールアドレス	090-2599-3105 メール：satoco3105biwako@gmail.com
京都府	名称	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA (サラ)
	相談受付日時	年中無休 10:00～22:00
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～日・祝日 22:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	075-222-7711
大阪府	名称	性暴力救援センター・大阪 SACHICO
	相談受付日時	24時間 365日
	相談電話番号・ メールアドレス	072-330-0799
兵庫県	名称	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	078-367-7874(ナヤマナシ)
	名称	特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご
	相談受付日時	月～金 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く。)
	相談電話番号・ メールアドレス	06-6480-1155 メール：hyo-5@1-kobe.com
奈良県	名称	奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート
	相談受付日時	火～土 9:30～17:30 (祝日、年末年始、月曜日が祝日と重なる場合はその直後の平日を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	火～土 17:30～9:30 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	0742-81-3118
和歌山県	名称	性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」

	相談受付日時	電話相談：毎日 9:00～22:00（受付は 21:30 まで。緊急避妊などの緊急医療は 22:00 まで。年末年始を除く。） 面接相談（予約制）：月～金 9:00～17:45（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～日・祝日 22:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	073-444-0099
鳥取県	名称	性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)
	相談受付日時	電話相談：月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:00 （年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月 20:00～10:00 火 18:00～10:00 水 20:00～10:00 木 18:00～10:00 金 20:00～10:00 土・日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	電話相談：0120-946-328（県内専用フリーダイヤル） 問合せ対応：0857-32-8211（県外から通話可能）
島根県	名称	性暴力被害者支援センターたんぼぼ (島根県女性相談センター内)
	相談受付日時	月～金 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:15～8:30 土・日・祝日 8:30～8:30 年末年始 8:30～8:30
	相談電話番号・ メールアドレス	0852-25-3010
	名称	一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ
	相談受付日時	火・木・土 17:30～21:30 （年末年始を除く）
岡山県	相談電話番号・ メールアドレス	0852-28-0889 メール：HP 内の相談フォームから送信
	名称	性暴力被害者支援センター「おかやま心」
	相談受付日時	月～土 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
広島県	相談電話番号・ メールアドレス	086-206-7511
	名称	性被害ワンストップセンターひろしま
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・	082-298-7878

	メールアドレス	
山口県	名称	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	083-902-0889
徳島県	名称	性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま（中央・南部・西部）
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111
香川県	名称	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」
	相談受付日時	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00（祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 20:00～9:00 土 16:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	087-802-5566 メール：olive-support@ace.ocn.ne.jp（問い合わせのみ）
愛媛県	名称	えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	089-909-8851
高知県	名称	性暴力被害者サポートセンターこうち
	相談受付日時	月～土 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く。）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	専用電話：080-9833-3500 フリーダイヤル：0120-835-350
福岡県・ 北九州市・ 福岡市	名称	性暴力被害者支援センター・ふくおか
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	092-409-8100
佐賀県	名称	性暴力救援センター・さが「さが mirai」 ※佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）においても女性のための総合相談を受け付けています。
	相談受付日時	月～金 9:00～17:00（さが mirai） 火～土 9:00～21:00、日・祝日 9:00～16:30（アバンセ）
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00

	相談電話番号・ メールアドレス	0952-26-1750 (さが mirai) 0952-26-0018 (アバンセ)
長崎県	名称	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター)
	相談受付日時	月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～9:30 土・日・祝日 9:30～9:30 年末年始 9:30～9:30
	相談電話番号・ メールアドレス	095-895-8856 メールでの相談受付：HP 内の相談フォームから送信
熊本県	名称	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと
	相談受付日時	毎日 24 時間 (12/28 18:00～1/4 9:00 を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	12 月 28 日 18:00～1 月 4 日 9:00
	相談電話番号・ メールアドレス	096-386-5555 メール：support@yourside-kumamoto.jp
大分県	名称	おおいた性暴力救援センター「すみれ」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	097-532-0330 メール：HP 内の相談フォームから送信
宮崎県	名称	性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」
	相談受付日時	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	0985-38-8300 メール：HP 内の相談フォームから送信
鹿児島県	名称	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」
	相談受付日時	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始、月曜日が祝日の場合はその直後の平日、を除く。)
	夜間休日コールセンター *による相談受付日時	月～金 17:00～10:00 土 16:00～10:00 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00
	相談電話番号・ メールアドレス	099-239-8787 メール：HP 内の相談フォームから送信
沖縄県	名称	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」
	相談受付日時	24 時間 365 日
	相談電話番号・ メールアドレス	098-975-0166